

事務連絡  
平成 25 年 10 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会 殿

国土交通省住宅局住宅生産課

### 非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための ガイドライン（2013）について

平素より住宅・建築物に係る省エネルギー政策の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

本年4月に、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく建築物の省エネルギー基準において、建築物全体の省エネルギー性能を評価することができる「一次エネルギー消費量」を指標とした新たな基準が導入されたところです。

今後、この新たな基準を活用して、建築物の省エネルギー性能について客観的かつ分かりやすく表示され、市場で適正に評価されることで、省エネルギー性能の優れた建築物の建設や改修が行われることが期待されているところです。

建築物の環境性能の表示としては、総合評価手法である CASBEE の開発・普及を積極的に推進しているところですが、今般導入された一次エネルギー消費量基準を活用した省エネルギー性能のみを評価・表示するツールを利用する場合も想定されます。このため、一次エネルギー消費量基準を活用した非住宅建築物の省エネルギー性能に係る評価・表示の考え方及び留意点等を、今般ガイドラインとしてとりまとめました。環境性能の総合評価と省エネルギー性能のみの評価は、それぞれの特性を活かした利用が期待されますが、既存建築物も含め非住宅建築物の省エネルギー性能の表示をする際には、本ガイドラインを参考にさせていただきようお願いいたします。関係資料を添付しておりますので、ご参照ください。

また、具体の表示の方法については、評価機関等において検討・準備をしておりますので、念のため申し添えます。

#### <送付資料一覧>

資料 1 非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のためのガイドライン（2013）

資料 2 非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のためのガイドライン（2013）の概要

<本件に関する問い合わせ先>

住宅局住宅生産課 課長補佐 宮森（内線：39-452）

係長 木村（内線：39-465）

電話：03-5253-8111（代表）

以上